

県水協たより



第45号

令和6年2月29日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



新年のごあいさつ

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健 悅



明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様、県並びに市町村等行政関係機関の皆様には、日頃より当協会の事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、当協会の元会長である青山豊氏が昨年12月に永眠されました。氏は協会の設立に奔走され、公益法人への移行にも尽力されるなど、当協会発展に多人な貢献を賜りました。心から感謝の意を表すとともに、安らかな旅立ちをお祈り申し上げたいと思います。

さて、元日に発生した能登半島地震により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々とそのご家族の皆様に心からの哀悼の意を表します。

現地の情報によれば、道路が各地で寸断されたことから、発災直後の救助隊の行動も制限され、支援物資については、陸路だけではなく海上輸送と空輸の組み合わせで実施するなど大変な状況が伝わってまいります。衛生分野の状況も悪化しているようで、トイレのし尿や日常生活ごみの応急処理が課題となり、対応を強化している状況のようです。

当協会では、国や上部団体からの情報提供を受け、県と情報交換しながら待機しており、応援要請等の指示があれば、会員の皆様と協力の上、万全の対応を行うこととしております。(1月12日現在)

毎年どこかで大きな災害が発生する我が国では、発災時に避難所等のトイレ問題が常にクローズアップされております。浄化槽は地震や水害などの災害に強く、また、復旧が短時間で行える等の利点があり、仮設住宅への浄化槽設置は当然として、平時の準備として避難所への浄化槽設置の検討も必要なかもしれません。

現在、過疎化による人口減少や空き家の増加により、浄化槽設置基数の減少傾向が継続しておりますが、今後とも浄化槽整備区域における浄化槽の適切な設置、単独処理浄化槽からの転換を進めるとともに、設置された浄化槽については、保守点検、清掃及び法定検査の実施による適正な維持管理が肝心と考えます。

当協会では、浄化槽の法定検査受検率向上を図るとともに、新規設置者講習会や浄化槽管理士研修会等の開催によって、管理者皆様の意識の醸成と業界の技術力の保持に努め、浄化槽を末永く適正に使用していくよう啓発してまいります。その結果として、本県の水環境の保全と公衆衛生の向上に少しでも寄与していきたいと考えております。

結びに、令和6年が平和で安寧な一年となりますことと、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念致しまして、新年の挨拶といたします。



新年のごあいさつ

山形県知事 吉 村 美栄子

明けましておめでとうございます。

公益社団法人山形県水質保全協会並びに会員の皆様には、健やかに新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

今年は辰年で、「振るう、とのう」の意味とされ、陽気が動いて「振」動し、草木もよく成長し、形が「とのう」状態を表すということです。貴協会におかれましては、新型コロナウイルス感染症が流行中の事業継続困難な時期も、様々な工夫をしていただきながら、浄化槽に関する検査や維持管理を通して社会基盤を支え、水環境を「とのえて」いただき、心から感謝申し上げる次第です。

さて、本県は、秀麗な山々や全国一の面積を誇るブナの天然林、母なる川「最上川」、日本一の数を誇る滝など、自然豊かな緑の郷であり、その緑が育む清らかな水に恵まれた郷でもあります。この清らかな水は、県民に安らぎをもたらすとともに心のよりどころになっており、本県のかけがえのない資産であり魅力でもあります。

このかけがえのない水環境を保全し、後世に引き継いでいくためには、浄化槽の適正な管理による排水の水質維持が大変重要です。県としましては、BODによる浄化槽法定検査判定基準の適用により、市町村と連携して、浄化槽管理者等に対する指導を継続してまいります。

また、貴協会には浄化槽性能の高度化に伴う知識及び技術習得に資する浄化槽管理士研修についても御尽力をいただき感謝申し上げます。今後とも御協力いただきますようお願いいたします。

大規模災害に対する懸念が高まっている中、貴協会と本県は災害時応援協力に係る協定を締結しており、これまででも、被災地域における浄化槽の一斉点検を行っていただくなど、多大なる御貢献をいただいているところです。県内において毎年のように豪雨・地震等の災害が発生しており、貴協会に期待される役割はより一層重要性を増しております。災害が発生しないことが最も望ましいことではありますが、今後も御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、令和6年が皆様にとりまして、健やかで喜びと希望に満ち溢れた素晴らしい一年となりますよう祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。



水大気YouTube
二次元コード



(一社)日本環境保全協会 北海道・東北ブロック協議会 第29回通常総会

令和5年7月13日（木）、青森県青森市ウェディングプラザアラスカにおいて、一般社団法人日本環境保全協会 北海道・東北ブロック協議会第29回通常総会が開催されました。

コロナ禍で延期が続いていましたが、4年ぶりに対面での総会となりました。

事務局の宮田氏 ((一社)北海道環境保全協会) の進行により16時に始まり、最初に原田協議会会長 ((一社)北海道環境保全協会) の挨拶の後、規定により原田協議会会長が議長として審議に入り、下記の議案について審議が行われ、原案どおり全て承認されました。

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 任期満了による役員改選について

また、情報交換として、災害時の廃棄物処理に関する行政機関との連携について、改正浄化槽法で台帳整備を義務付けたことに関する他県の状況についてなど、活発な意見交換がありました。

続く研修会は「津軽弁講座等お話し」と題し、津軽三味線奏者の山上進氏から御講演、津軽三味線や尺八、横笛などの演奏がありました。



原田協議会会長の挨拶



坂下事務局長による説明の様子

北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会 第37回理事会 (一社)全国浄化槽団体連合会 東北地区協議会 第49回通常総会及び理事会

令和5年6月22日（木）、北海道札幌市プレミアホテル中島公園札幌において、北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会が開催され、北海道・東北地区の8団体の会長や役員、事務局など、総勢31名が出席し、当協会からは3名が出席しました。

総会は、谷川協議会会長（青森県会長）による開会挨拶に始まり、谷川会長が議長を務め、議事に入り、下記の議案について審議が行われ、原案どおり全て承認されました。

第1号議案 令和4年事業報告及び収支決算報告

第2号議案 令和5年度事業計画（案）
及び収支予算（案）

第3号議案 補欠役員の選任（案）

第4号議案 令和6年度の開催地（案）



会場の様子

なお、(一社)全国浄化槽団体連合会の高橋専務理事から、浄化槽ビジョン、法定協議会、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金等についての講演がありました。

令和5年度 淨化槽管理士指定研修会

本研修会は、県条例により浄化槽保守点検業者は専任の浄化槽管理士に対して研修を受けさせなければならないことを義務付けたもので、研修の修了が保守点検業の登録（更新）の要件となっています。

今年度は、5月31日に第1回目の研修会を行い、続いて以下のとおり計3会場で研修会を開催し、多くのご参加をいただきました。



第2回 令和5年8月2日（水）
酒田市：勤労者福祉センター



第3回 令和5年10月4日（水）
米沢市：すこやかセンター



第4回 令和5年12月6日（水）
新庄市：最上広域センターゆめりあ

令和5年度 浄化槽新規設置者講習会

浄化槽の新規設置者を対象に浄化槽の正しい使い方や水環境保全に対する知識の普及を図ることを目的に開催しています。コロナ禍では三密を避けるため、中止や延期がありましたので、4年ぶりの開催となりました。

県の各総合支庁環境課長の挨拶とビデオ上映の後、最上地区は高橋義隆検査課長補佐、置賜地区は斎藤智和検査課長補佐がそれぞれ「浄化槽の適正な管理」について講演を行いました。

また、最上総合支庁環境課の皆川技師と米沢市上下水道課の大野課長から「浄化槽の果たす役割と設置者の義務」と題し、法定検査及び維持管理の必要性について説明を行っていただきました。



最上地区

令和5年11月10日（金）
新庄市：最上広域センターゆめりあ
参加人数：27名



置賜地区

令和5年11月22日（水）
米沢市：すこやかセンター
参加人数：28名

～青年部事業～ 「身近な川や水辺の健康診断」へ参加協力しました

当協会青年部では、「身近な川や水辺の健康診断」への参加協力をっています。この調査は、美しい山形・最上川フォーラム（清流部会）が「誰でも参加できる身近な川や水路、沼など水辺の環境調査」として、県内各地で行っているものです。水質調査のパックテストや水生生物調査のサポートを通じて、子供たちへ水環境に関心をもってもらおうと、毎年青年部を中心に活動しています。

今年度は下記の計4団体の調査に協力しました。

No.	実施日	実施団体名（調査河川）	参加人数
①	6月5日（月）	寒河江市立三泉小学校 4年生（寒河江川）	11人
②	6月16日（金）	米沢市立松川小学校 4年生（松川）	26人
③	7月25日（火）	最上町立大堀小学校 4年生（最上白川）	15人
④	9月28日（木）	川西町立大塚小学校 4年生（元宿川）	13人



①寒河江市立三泉小学校（6月5日）



②米沢市立松川小学校（6月16日）



③最上町立大堀小学校（7月25日）



④川西町立大塚小学校（9月28日）

故青山 豊元会長のご葬儀について

当協会の元会長 青山 豊様（環清工業㈱相談役、㈱サンライズ機工代表取締役会長）が、令和5年12月6日、享年80歳でご逝去されました。12月12日に環清工業㈱、㈱サンライズ機工、㈲庄内手づくり農場、青山家の合同葬が執り行われました。故人が献身的に取り組んでおられた当協会の上部団体である一般社団法人日本環境保全協会より山条忠文会長が弔意を捧げられましたので掲載させていただきますとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。

弔　辞

一般社団法人 日本環境保全協会を代表致しまして、故・青山 豊様ご葬儀に臨み、謹んでお別れの言葉を申し上げます。

青山 豊さんは私ども日本環境保全協会の副会長さんとして長きに亘り、全国の一般廃棄物処理業者、浄化槽業者の健全育成と発展にご尽力を頂いておりました。

日本環境保全協会は、昭和36年に一般廃棄物の適正処理の確保を社会使命に日本清掃協会として設立し、爾来63年に及ぶ歴史を今日にきぎみ進んでいるところであります。

青山 豊さんは本会の副会長として全国の同志の融和と強固な結束を図り、業界の発展に多大なるご尽力を頂きました。

また、全国会員から絶大なる信頼、人望を得て正に私共業界のリーダーとしてご活躍頂いておりました。

山形県におかれましても、公益社団法人 山形県水質保全協会の会長として、長きに亘り山形県内的一般廃棄物の適正処理・排水処理の適正維持管理の確保に情熱を傾けてご尽力頂きました。

とりわけ平成23年の東日本大震災におきましては、自らの山形県の各地も被災し、大きな悲しみと混迷の中にありながら、同志の大切なお仲間がいらしたお隣の県の宮城県石巻市にいち早くかけつけ救援し、さらに県内被災地でし尿処理支援・ごみ・災害廃棄物処理支援を陣頭に立って指揮にあたり、地域住民のライフラインの確保に渾身の力を振り絞って奮闘されました。

そしてその凄まじいばかりの経験を國の今後の大震災に備えての施策の推進にも積極的に行動され、その後の数々発生する各災害被災地に対しても多くの皆様に対し、愛情とご支援ご協力を注がれてこられました。いつもいつも周りの人たちの事を考え、大きな身体で、大きな心で、大きな志をもち、愛情溢れるお優しい方でございました。

また、つい先日の9月9日の環清工業株式会社創立50周年記念式典にも元気なお姿でお会いして、嬉しさと慶びと共に、これから業界の展望について熱く語り合ったばかりであります。常に誠意と情熱をもって、努力と創意をもって、社会への貢献と社員と

その家族の夢を叶える。厳しさと感謝と謙虚を常に兼ね備えた方でございました。

いつも大変明るく、包容力溢れるお人柄に深甚の尊敬を申し上げておりました。思い出は語り尽くせません。

ここに敬愛申し上げる人生の同志を失いましたことは、誠に痛恨の極みであります。

本当に長年、公私にわたり大変お世話になりました。心から感謝と御礼を申し上げます。

私共全会員一同は、青山 豊さんから頂いて参りました教えを胸に、これからも地域住民の生活環境の保全、安心安全の確立への貢献を果たし、事業の発展に邁進して参ります。

このことをお誓い申し上げ、意を尽くすには至りませんが謹んで哀悼の誠を捧げます。

令和5年12月12日

一般社団法人日本環境保全協会 会長 山条 忠文



平成24年 尾花沢市 銀山温泉にて



葬儀会場の様子

令和6年能登半島地震 (一社)日本環境保全協会災害義援金について (中間報告)

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震災害において、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。

上部団体である(一社)日本環境保全協会会員の関係地域にも被害が発生し、富山県、石川県、福井県の三県が連携されて被災地におけるし尿・ごみ処理支援に奮闘しております。

このような窮状に対し、(一社)日本環境保全協会では、当該被災地団体会員への支援及び災害救援に要する費用に供するため義援金の支援を推進し、当協会もその趣旨に賛同いたしました。

会員の皆様にご協賛をお願いしたところ、多くの賛同を得まして、多大なる協賛金を賜りましたので厚く御礼申し上げます。なお、協賛金については、(一社)日本環境保全協会 災害復旧支援対策本部 山条忠文本部長へ送金させていただきますので、中間のご報告をさせていただきます。

(公社) 山形県水質保全協会 会員 19社 460,000円

(一社) 日本環境保全協会 個人会員 環清工業(株)様 1,000,000円

生活排水処理施設普及率（令和4年度末）

	市町村名	生活排水処理施設普及率(%)	処理人口(百人)	処理施設別普及率(%)			行政人口(百人)
				下水道	農業集落排水施設等	浄化槽	
1	山形市	99.7	2,387	97.9	1.6	0.2	2,393
2	米沢市	88.4	677	65.4	0.5	22.5	766
3	鶴岡市	96.3	1,151	80.6	13.1	2.6	1,196
4	酒田市	98.6	954	80.1	15.1	3.4	968
5	新庄市	81.0	268	56.5	6.0	18.5	331
6	寒河江市	90.1	359	78.6	0.0	11.5	399
7	上山市	94.6	269	76.5	9.5	8.6	284
8	村山市	91.7	203	81.5	5.1	5.0	221
9	長井市	86.4	217	59.0	8.3	19.1	251
10	天童市	99.6	605	98.9	0.0	0.7	608
11	東根市	96.3	460	92.1	0.0	4.2	478
12	尾花沢市	85.7	122	36.4	8.1	41.2	143
13	南陽市	88.5	263	68.0	0.7	19.9	297
14	山辺町	96.9	132	95.6	0.0	1.3	136
15	中山町	99.8	107	87.6	12.1	0.1	107
16	河北町	94.8	164	89.1	2.1	3.6	173
17	西川町	87.3	41	54.8	5.0	27.5	47
18	朝日町	82.4	51	0.0	11.5	70.8	62
19	大江町	86.4	64	52.4	6.3	27.7	74
20	大石田町	99.4	62	68.6	26.8	4.0	63
21	金山町	90.8	45	40.5	20.8	29.5	50
22	最上町	75.0	58	36.1	3.7	35.2	77
23	舟形町	97.3	47	47.5	46.1	3.8	48
24	真室川町	67.7	46	25.5	0.0	42.3	68
25	大蔵村	85.0	25	57.3	0.0	27.7	29
26	鮎川村	70.8	27	0.0	41.2	29.6	38
27	戸沢村	78.3	32	13.7	42.1	22.6	40
28	高畠町	91.9	202	75.8	3.6	12.5	219
29	川西町	78.8	109	39.2	6.1	33.5	139
30	小国町	76.5	52	61.4	0.0	15.1	69
31	白鷹町	88.5	112	61.9	7.8	18.8	127
32	飯豊町	90.7	59	0.0	76.0	14.7	65
33	三川町	100.0	71	65.3	34.1	0.6	71
34	庄内町	99.5	197	78.8	19.1	1.6	198
35	遊佐町	96.1	122	81.3	10.9	3.9	127
村 山 地 区		96.9	5,026	89.3	2.6	4.9	5,187
最 上 地 区		80.3	548	43.6	12.9	23.8	682
置 賜 地 区		87.5	1,691	61.7	5.3	20.5	1,932
庄 内 地 区		97.5	2,496	79.9	14.8	2.9	2,560
県 計		94.2	9,761	78.8	6.8	8.6	10,361

※農業集落排水施設等には漁業集落排水施設、簡易排水施設を含む。

山形県公表

※数値については、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

デジタル原則を踏まえた浄化槽法の適用に係る 解釈の明確化等について

環境省は令和5年9月6日、全国都道府県および政令市長、ならびに浄化槽行政主管部局長宛に、環境再生・資源循環局および浄化槽推進室長名で、下記を通知した。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日）で、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・選任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）の見直しが求められていることを受け、浄化槽の一部業務についてもオンライン化を推進する内容となっている。

環循適発第 2309061 号

令和 5 年 9 月 6 日

各都道府県知事・各政令市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
(公 印 省 略)

デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について (通知)

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）等のうち、法令上の解釈の明確化を図ることとされる事項について、下記のとおり通知する。

貴職におかれでは、運用に遺漏なきようご留意いただくとともに、関係機関、貴管下市町村及び関連事業者等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、国土交通省と協議済みであること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第一 净化槽の設置届出について（法第5条関係）

法第5条第1項に定める净化槽の設置届出は、净化槽工事の技術上の基準並びに净化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（以下、「省令」という。）第3条及び第4条に定める様式による届出書及び添付書類を都道府県知事及び都道府県知事を経由して特定行政庁に届出することとされている。

净化槽の設置届出の事務については、窓口での対応によることとしている地方公共団体もあると考えられるが、届出を行う者の負担軽減や届出書類の電子化等の観点から、電子メール等を利用した設置届出への対応が求められているところである。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、地方公共団体への各種届出等のオンライン化に向けた検討が進められているところであり、電子メール等を利用した設置届出について積極的に推進されたい。

ただし、届出に際しては、届出書の他、省令第3条第2項及び第4条第2項に該当する場合には、添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用して行う届出にあっては、添付書類の真正性の確認に当たって、電子署名の活用や、電子メール等で受け付けたうえで原本と照合するなど、必要な措置を執るよう留意されたい。

第二 保守点検又は清掃の記録の交付について（法第10条関係）

環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「施行規則」という。）第5条第2項のただし書に定める保守点検又は清掃の記録の交付については、同条第4項において、各号に定める方法による電子データの交付を認めているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

なお、電子データの交付に当たっては、浄化槽管理者から保守点検又は清掃の委託を受けた受託者は、施行規則第5条第6項に定めるところに従い、あらかじめ、浄化槽管理者に対して承諾を得なければならないことに留意すること。

第三 指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第7条及び第11条関係）

法第7条及び第11条に基づき指定検査機関が行う水質検査（法定検査）については、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

第四 浄化槽管理者の報告、使用の休止の届出、使用的廃止の届出等について（法第10条の2、法第11条の2、法第11条の3関係）

法第10条の2に定める浄化槽の使用開始、技術管理者の変更及び浄化槽管理者の変更報告は、施行規則第8条の2に定める事項を記載した報告書を都

道府県知事に提出することとされている。法第11条の2第1項に定める使用の休止の届出及び使用の再開の届出は、使用の休止については施行規則第9条の3に定める届出書に清掃の記録を添付して、使用の再開については施行規則第9条の4に定める届出書を、それぞれ都道府県知事に提出することとされている。法第11条の3に定める使用の廃止の届出は、施行規則第9条の5に定める届出書を都道府県知事に提出することとされている。

これらの行政事務等においても、浄化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した報告及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、電子メール等を利用して行う届出における添付書類の真正性に関する確認等については、浄化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。

なお、使用の休止の届出にあたって添付する清掃記録は、施行規則第5条第4項の規定により作成された電子的記録も含まれることを念のため申し添える。

第五 排水設備等の検査について（法第12条の12関係）

法第12条の12に基づき、市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を法第4条第1項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。立入検査は、汚水の適正な処理を確保するため、汚水の処理状況や処理施設の構造、放流水の基準の適合状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。この趣旨を踏まえると、立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、カメラ等による画像等を遠隔により確認することなどが考えられる。ただし、画像等のみでは現場の状況が正確に把握困難である場合は、必ず現場において検査を実施すること。

デジタル技術を活用して遠隔により立入検査を行う場合であっても、法第12条の12第2項に基づき、検査をする職員は身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

第六 浄化槽清掃業の許可申請等について（法第35条関係）

法第35条第3項に定める浄化槽清掃業の許可申請は、施行規則第10条で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出することとされている。また、法第37条に定める浄化槽清掃業の許可申請に係る記載事項の変更の届出は、施行規則第12条に基づき変更する内容および変更年月日を記載した届出書を、法第38条に定める浄化槽清掃業の廃業等の届出は、同条に基づく届出を、そ

それぞれ市町村長に提出することとされている。

これらの行政事務等においても、浄化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した許可申請及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、浄化槽清掃業の許可申請並びに変更及び廃業等の届出においては、申請書及び届出書の他、施行規則第10条第2項各号に定める添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用して申請及び届出における添付書類の真正性に関する確認等については、浄化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。

第七 標識の掲示について（法第39条関係）

法第39条に基づき、浄化槽清掃業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、名称及び許可を行った市町村長名や許可番号等の施行規則第13条第1項各号に定める事項について同条第2項に定める様式により掲示することとされている。

近年の情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、浄化槽管理者が浄化槽清掃業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定される。このような状況においては、浄化槽法第39条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き営業所での標識掲示は行いつつも、浄化槽管理者の利便性向上のため、浄化槽清掃業者の許可情報をインターネット上で確認できる環境を整備することが必要である。

以上の趣旨から、浄化槽清掃業者において自社のウェブサイトを含めたインターネット環境が整備されている場合には、浄化槽管理者が清掃を委託しようとする場合に容易に許可情報を把握できるよう、「氏名又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて「許可を行った市町村長名」と「許可番号および登録年月日（許可期間）」について積極的に公表すること。

ただし、インターネット環境を整備することが不相当な負担となる場合においては、例外的に引き続き標識の掲示のみとすることも差し支えないこと。

第八 報告徴収・立入検査について（法第53条関係）

法第53条第1項に基づき、都道府県知事又は市町村長は、法の施行に必要な限度において、浄化槽管理者等の関係者に浄化槽の保守点検や清掃の業務に関する報告をさせることができることとされている。

この報告方法については、報告の円滑化及び負担軽減を図る観点から、オンラインによる報告を可能としているところである。

一方、法第53条第2項の立入検査については、広く浄化槽に関する指導監督を行うためであり、各都道府県における職員（環境衛生指導員）が現地に赴くことにより、はじめてその実行性を担保できることから、従前のとおり取り扱うこと。

以上

表 彰

下記の方が受賞されましたのでご紹介いたします

令和5年度 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 (浄化槽関係事業功労者)

青山 武 氏 (環清工業(株) 代表取締役) (公益社団法人山形県水質保全協会 副会長)

令和5年10月2日、東京都新宿区TKP市ヶ谷カンファレンスセンター7階にて開催された第37回全国浄化槽大会において、表彰式が執り行われました。

令和5年度 保健衛生関係功労者 山形県知事表彰 (環境衛生功労)

丹治 正彦 氏 (東北環境開発(株) 常務取締役) (公益社団法人山形県水質保全協会 理事)

本間 義一 氏 (公益社団法人山形県水質保全協会 検査員)

令和5年11月21日、山形県庁2階講堂にて表彰式が執り行われました。



県環境エネルギー部へのお礼と報告 荒木次長と青山副会長



山形県知事表彰式の様子

第37回 全国浄化槽技術研究集会に参加して

検査員 高橋佑二 山下隼司

令和5年10月10日、11日に横浜市パシフィコ横浜で開催された研究集会に3名が参加いたしました。

1日目の「小型浄化槽の消毒装置におけるLED近紫外線照射ユニットの実証」は、現在、浄化槽処理水の消毒として塩素消毒を用いているが、消毒効果に残留性があり、内水面漁業等への影響があることを踏まえ、UV-LEDを用いた紫外線消毒装置を小型浄化槽で実証実験を行い、消毒効果の検証を行った内容でした。その結果、大腸菌群及び大腸菌数の削減に一定の効果があり、また電力消費量はわずかであることも報告されました。令和4年に公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準が改正されたことにより、大腸菌群数に代わり大腸菌数が採用されており、今後、浄化槽分野における紫外線消毒の動向に注視していきたいと思います。

2日目の「既設小型浄化槽の間欠曝気運転による省エネ及び透視度の改善」では、プロワにコンセントタイマーを取り付けて間欠ばっ氣を行い、消費電力削減と透視度改善を図った実証実験でした。187件の施設の検証結果は、全体で電力消費量約67,170 Kwh/年の削減が行え、1Kwh/年を31円とした場合、電気料金2,082,270円の削減となり、また二酸化炭素量にして約30,160 kg/年の削減となったことが報告されました。透視度改善は、129中97基75.2%で透視度が改善されるなどの効果が検証され、検査現場でも使用者が少なかったり、流入量が少なかったりする施設がありますが、有効な手段であると思いました。

2日間を通して、国の動向に即した内容を聴講することができ、今後の現場業務でも意識付けとなる有意義な集会でした。

フジクリーン浄化槽のCF/CF II型に関するお知らせ

フジクリーン工業㈱が2015年12月まで販売していたCF/CF II型について、使用開始から長期経過した際に、仕切板が劣化するケースが発生しておりますので、お知らせいたします。

その内容は以下のとおりです。

フジクリーン工業㈱ホームページの「お知らせ」より

<小型合併浄化槽CF/CF II型 ご使用に関するお知らせとお願い>

2015年12月まで販売しましたCF/CF II型におきまして、ご使用から長期間経過した際に、下記のような事象が確認されております。

お客様に長くご使用していただくために、下記の予防の実施をお願い申し上げます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

該当機種：CF/CF II型 販売期間 2010年10月～2015年12月

事 業象：ご使用から長期間経過した際に、腐食ガスが原因によって嫌気ろ床槽と好気ろ床槽間の水面上のFRP製仕切板が劣化するケースがあります。

※長期間放置されると、穴が開いてしまうケースもあります。

ご使用に関するお願いについて：

下記の方法にて、腐食性ガスの影響および発生抑制につながり、劣化の事象を未然に防止する効果があります。

- ・定期点検および清掃時における仕切板両面の水洗浄
- ・適正な清掃の実施
- ・適切な排気の実施

※詳細は維持管理要領書をご参照ください

https://www.fujiclean.co.jp/material/Docs/maintenance/#sec_2

お問合せ先：フジクリーン工業株式会社 品質保証部 052-733-0342

受付時間 平日：8:30～17:30（但し12:00～13:00除く）

メールアドレス：fc_support@fujiclean.co.jp

編集後記

今年のスポーツ関係の最大の見どころは、100年ぶりにパリで開催される夏季オリンピック・パラリンピックでしょう。東京大会は無観客でしたので、会場の盛り上がりにも期待したいと思います。さて、当県では10年ぶりとなる第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会が2月21日から24日まで開催されました。大会目標として、山形県の魅力を発信する大会、簡素で効率的な大会などを掲げており、当協会も大会に協賛いたしました。

今年も関係者各位の益々のご発展をお祈り申し上げます。